

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく 気候変動対策に係る主な制度の 2020 年からの取組」に 関する意見募集（パブリックコメント）の概要

東京都環境基本計画で掲げた「温室効果ガス排出量の削減目標（2030 年までに 2000 年比 30%削減）」の達成と、その先の「脱炭素社会」の実現を見据え、都条例に基づく以下の各制度（2020 年度以降）について、より実効性の高い制度として継続し、更に発展できるように、広く都民・事業者の皆様から御意見を伺った。

1. 意見募集を行った事項

（1）温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）

- ・ 省エネルギー対策への取組の継続と再生可能エネルギーの利用拡大による更なる追加削減を推進
 - 2030 年目標の達成に向けた新たな削減義務率の設定
 - 再エネ電力の利用拡大インセンティブの導入 等

（2）地球温暖化対策報告書制度（中小規模事業所に報告を求める制度）

- ・ 都内に多くの事業所を有する企業の取組を更に喚起
 - 再エネ利用状況を含む、優れた取組を行っている事業者の評価・公表
 - 再エネ利用に係る報告義務の新設

（3）建築物環境計画書制度

- ・ 新築建築物の省エネに関する国の動向を踏まえ、より環境性能の高い建築物への誘導を図る
 - 建築物環境計画書の提出対象の拡大 等
 - より多くの建築主に対し、省エネルギー対策や再生可能エネルギー利用の強化を促す

改正事項の詳細は、資料 2 を参照

2. 意見募集期間

2018（平成 30）年 11 月 5 日（月曜日）から同年 12 月 4 日（火曜日）まで

3. 御意見の提出方法

郵送、Eメール、FAXのいずれかの方法により提出